

# グループホームきづきの家 サービス料金表（令和4年10月改定）

## ● 介護予防認知症対応型共同生活介護費・認知症対応型共同生活介護費

※負担割合については市から交付される「介護保険負担割合証」をご確認ください。

要介護度	介護保険給付対象項目（金額は1割負担の場合）						介護保険給付対象外項目		利用者負担額	
	基本サービス費	加算サービス費					居住費 注3	食費 (3食)	日額	月額
		認知症対応型 共同生活介護費	医療連携 体制加算	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	介護職員処遇 改善加算(Ⅰ) 注1	介護職員等 特定処遇改善 加算(Ⅰ)注2				
要支援2	748円	-	22円	85円	24円	18円	家賃:1,500円 光熱水費:408円	1,360円	4,165円 2割負担:5,062円 3割負担:5,959円	129,117円 2割負担:156,925円 3割負担:184,734円
要介護1	752円	39円	22円	90円	25円	19円	家賃:1,500円 光熱水費:408円	1,360円	4,215円 2割負担:5,161円 3割負担:6,110円	130,670円 2割負担:160,031円 3割負担:189,393円
要介護2	787円	39円	22円	94円	26円	20円	家賃:1,500円 光熱水費:408円	1,360円	4,256円 2割負担:5,244円 3割負担:6,232円	131,934円 2割負担:162,559円 3割負担:193,185円
要介護3	811円	39円	22円	97円	27円	20円	家賃:1,500円 光熱水費:408円	1,360円	4,284円 2割負担:5,300円 3割負担:6,315円	132,801円 2割負担:164,292円 3割負担:195,785円
要介護4	827円	39円	22円	99円	28円	20円	家賃:1,500円 光熱水費:408円	1,360円	4,303円 2割負担:5,337円 3割負担:6,372円	133,378円 2割負担:165,448円 3割負担:197,518円
要介護5	844円	39円	22円	100円	28円	21円	家賃:1,500円 光熱水費:408円	1,360円	4,322円 2割負担:5,377円 3割負担:6,430円	133,992円 2割負担:166,676円 3割負担:199,360円

注1 介護職員処遇改善加算については、基本サービス費と各加算サービス費の1月の総額の11.1%を算定するため、上記金額は概算となります。

注2 介護職員等特定処遇改善加算については、基本サービス費と各加算サービス費のひと月の総額の3.1%を算定するため、上記金額は概算となります。

注3 介護職員等ベースアップ等支援加算については、基本サービス費と各加算サービス費のひと月の総額の2.3%を算定するため、上記金額は概算となります。

☆ 居住費については利用者の世帯の所得に応じて、「出雲市認知症グループホーム利用者負担軽減事業」による負担の軽減があります（別表参照）。

## ● その他の加算（該当となった場合に、個別に算定する加算です）

※金額は1割負担の場合（2割、3割負担の場合は、それぞれの2倍、3倍の額となります）。

加算項目	料金	算定要件
初期加算	30円/日	入居日(3か月を超える入院後の再入居も同様)から起算して30日算定します。
入院時費用	246円/日	3か月以内の退院が見込まれ、円滑に再入居のための体制を整えていることを条件に算定します。
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	若年性認知症利用者ごとに担当を定め、特性やニーズに応じたケアを提供した場合に算定します。
看取り 介護加算	死亡日前45~31日	医師が回復の見込みがないと診断した利用者の介護に係る計画が作成され、医師・看護師・介護職員等が共同して、利用者や家族に説明を行い、同意を得て介護を行う場合に算定します。
	死亡日前4~30日	
	死亡日の前日と前々日	
	死亡日	
退去時相談援助加算	400円/回	利用期間が1か月を超える利用者の退去時に、退去後のサービスについて相談援助を行うこと、また退去後から2週間以内に介護状況の情報提供を、関係機関に行うことを条件に算定します。

## ◀「出雲市認知症グループホーム利用者負担軽減事業」による居住費（家賃・光熱水費）の負担軽減について▶

### ● 利用者負担軽減の対象者 及び軽減額

利用者負担段階	負担軽減の対象者	1月の軽減額 (カッコ内は日割り額)
第1段階	・ 老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・ 生活保護を受給されている方	12,000円 (400円)
第2段階	・ 世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方	10,000円 (330円)
第3段階	・ 世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円を越える方	8,000円 (270円)

※月の途中の利用開始または利用終了の場合は日割りとなります。

### ● 対象となるサービス

- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護

### ● 利用者負担軽減の申請について

- ・ 利用者負担の軽減を受けるには、「認知症グループホーム利用者負担軽減対象者認定申請書」が必要となります。
- ・ なお、利用者負担段階の判定にあたっては、世帯の住民税の申告情報が参照されます。